

医療連携体制加算の概要（厚労省通達抜粋）

1 医療連携体制とは

利用者の日常的な健康管理を行ったり、利用者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行うものです。通常時及び特に状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡調整連携を行います。

2 施設基準について

以下のすべての基準を満たすことが必要です。

- ： 職員として看護師1名以上配置すること。（准看護師は不可。）又は、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護師1名以上配置すること。
 - ： 看護師により24時間連絡体制を確保していること。
 - ： 「重度化した場合における対応に係る指針」を整備し、入居の際に入居者又は家族に指針の内容を説明し、同意を得ること。
- ※ 指針には、急性期における医師や医療機関との連携体制、入院期間中における居住費や食費の取り扱い、看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針などを盛り込むこと。

すなはち、医療連携体制加算は環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して指定認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものであるということです。

3 補足事項

「櫻」としては開設以来、サービスとして行ってきた事を文書化し、正規の事業として、より充実したサービス向上を目指して逗子市介護保険課に申請し、認可されるのを待っている状況です。